

江戸川区 発達障害支援 情報ガイド

江戸川区発達相談・支援センター

令和4年度

目 次

第1章 江戸川区の「発達障害支援」の流れ

1. 発達障害をめぐる状況	1
2. 発達障害支援の流れ	2

第2章 乳幼児期

1. 発達の日安	3
2. 早期発見	
(1) 健診からの発見	5
①乳幼児の健康診査	5
②健診で気づく子どものサインとは・・・	6
③健康サポートセンターで気づいた場合の対応	6
④健康サポートセンター所在地（管轄地域）一覧	7
(2) 各幼稚園・保育園での発見	8
①集団生活の中で気づく子どものサインとは・・・	8
②幼稚園・保育園で気づいた場合の対応	8
③乳幼児施設巡回支援事業	10
3. 早期の相談	
(1) 健康サポートセンター	11
(2) 児童相談所はあとポート	11
(3) 発達障害相談センター	12
4. 早期の発達支援	
(1) 児童を対象とした通所サービス	17
(2) 児童福祉サービスの利用手続き	18
(3) 区内にある児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所	19

第3章 学齢期

1. 学齢期の相談・支援	
(1) 特別支援教育の推進	30
(2) 就学相談	31

（３）区立小・中学校	33
（４）すくすくスクール	36
（５）相談機関	38
（６）特別支援学校	40
2. 児童を対象とした通所サービス	45

第4章 青年期以降

1. 青年期以降の支援 ～義務教育終了後の相談・支援について～	
（１）相談	46
①区の窓口	46
②地域活動支援センター（Ⅰ型）	46
（２）就労支援	48
①障害者就労支援センター	48
②地域活動支援センター	49
2. 障害者総合支援法の障害福祉サービス	50

第5章 関係機関一覧

1. 区内関係機関	52
2. 区外関係機関	54

第1章 江戸川区の「発達障害支援」の流れ

1 発達障害をめぐる状況

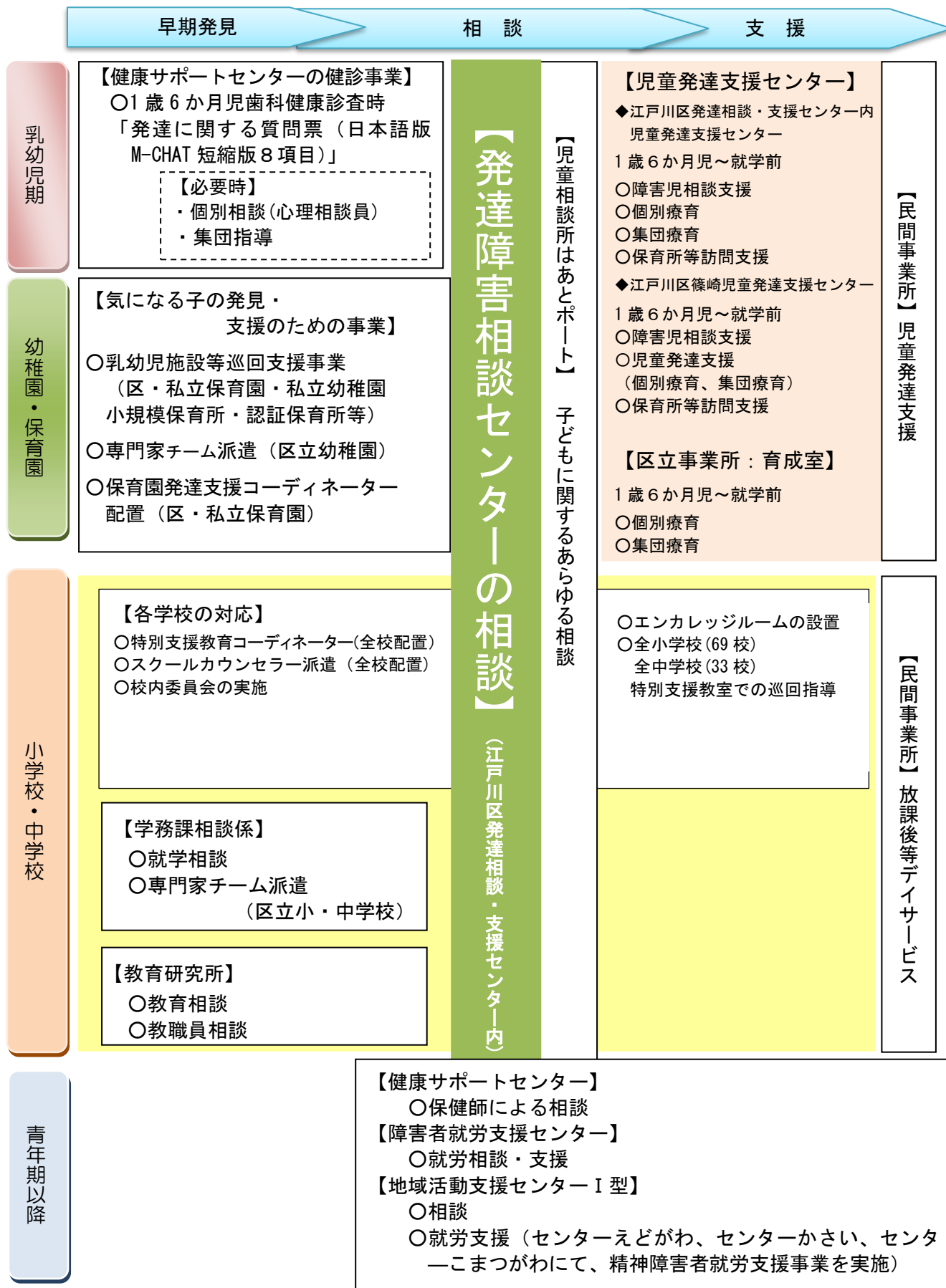
発達障害は他の障害と比べ、外から見えにくく、支援が届きにくいと言われています。しかし、発達障害者支援法が平成 17 年 4 月に施行されてから、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する理解も広がってきました。一方、発達障害者支援法の施行から 10 年が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、よりきめ細かな支援の充実を図るため、平成 28 年 8 月発達障害者支援法が改正されました。

本区では、平成 24 年 7 月に、発達障害者(児)のライフステージに応じた支援の方向性を示す「『発達障害』に関する支援方針」を策定し、支援の充実を図ってきました。その後、継続した支援、関係機関との緊密な連携の強化、発達障害に関する普及啓発事業を推進するため、平成 26 年 7 月、発達障害相談センターを開設しました。

その後、相談事業と療育を一体的に行うとともに、乳幼児期から大人まで切れ目のない支援を行うことができるよう、発達障害相談センター機能と児童発達支援センター機能を兼ね備えた発達相談・支援センターを令和 2 年 4 月に開設しました。

令和 4 年度 4 月は、児童発達支援事業の中核的な存在を担う、計画相談や保育所等訪問支援など新しいサービスを拡充した江戸川区篠崎児童発達支援センターが開設されました。

2 発達障害支援の流れ



第2章 乳幼児期

1. 発達の目安

赤ちゃん

1 歳

2 歳

おすわり

ひとり立ち

走る

小さいボールを蹴る

両足でジャンプ

体の使い方



親指を使ってつかむ
レーズンやボタンなど

コップで飲む

なぐり書きをする

4 コの積み木の塔



生活

自分で食べる
クッキーやおせんべい
手に持って

スプーンを使って食べる

パジャマやパンツを一人で脱ぐ



他の人との
関わり

いないいない
ばあを喜ぶ

バイバイをする

簡単なお手伝いをする
おもちゃの片付け・言われた
ものを持ってくる

二語文を話す
マンマちょうだい等
絵:食べ物をはしがっている



ことば

なん語を話す
パパ・ママ・だだ等

意味のある言葉 2~3 語
パパ・ママ以外
絵:ネコを指差しにやんにやんなど

体の名前が分かる
絵:人形の目を指差し
している



成長・発達のスปีドは一人ひとり違ひます

※この表は発達の目安です。参考にしてください。＜DENVERⅡ（発達スケール）より＞

3 歳

4 歳

5 歳

6 歳

三輪車がこげる



けんけんができる



はね返ったボールをつかむ



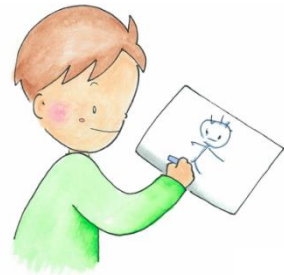
まる
○が書ける



しかく
□が書ける



人の絵が書ける



歯みがきを一人でする



一人で服を着る



友達の名前を言う



簡単なゲームをする



ルールを守って遊べる

絵:3～4 人でじゃんけん



色の名前を言う

絵:4 色クレヨン



5 まで数える

絵:机の上の積み木を
かぞえている



反対語がわかる

「火は熱い・水は？」

絵:こどもが冷たいと答えている



2. 早期発見

(1) 健診からの発見

① 乳幼児の健康診査

各健康サポートセンターや指定医療機関で、子どもの発育・発達の確認を行い、必要に応じて相談・経過観察・医療などの継続支援を行います。

健診名	対象者 会場	内容	事後フォロー
乳児健康診査	3～4か月児 (個別に通知)	診察、身体測定、 個別相談（保健師による健康・育児相談、栄養士による栄養相談）	医療機関紹介 乳幼児経過観察健診 保健師による個別支援 (電話、面接、訪問)
	各健康サポートセンター		
6～7か月児・ 9～10か月児 健康診査	6～7か月児・ 9～10か月児 (乳児健康診査時に受診票を配布)	身体測定、健康診査、 保健指導（「受診票」に書かれている内容）	保健師による個別支援 (電話、面接、訪問)
	指定医療機関		
1歳6か月児 健康診査	1歳6か月～ 2歳未満 (個別に通知)	身体測定、健康診査、 保健指導（「受診票」に書かれている内容）	心理相談員による子ども(発達)相談 保健師による個別支援 (電話、面接、訪問)
	指定医療機関		
1歳6か月児 歯科健康診査	1歳7か月～ 2歳未満 (個別に通知)	歯科健診、個別相談(歯科衛生士による歯科相談、保健師による健康・育児相談*、栄養士による栄養相談) * M-chat 短縮版を活用した保健師による発達や育児の相談を含む	乳幼児経過観察健診 心理相談員による子ども(発達)相談 保健師による個別支援 (電話、面接、訪問)
	各健康サポートセンター		
3歳児 健康診査	3歳～ 3歳11か月 (個別に通知)	尿検査、眼科検査、身体測定、内科診察、歯科健診、 個別相談(保健師による健康・育児相談、栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談)	医療機関紹介 乳幼児経過観察健診 心理相談員による子ども(発達)相談 保健師による個別支援 (電話、面接、訪問)
	各健康サポートセンター		

② 健診で気づく子どものサインとは・・・

〈乳児期後期〉視線が合わない、まねをしない、名前を呼んでも反応しない、他児への興味がない、微笑み返しが少ない、表情が乏しい など

〈1歳6か月〉指さしをしない、有意語がない、名前を呼んでも振り向かない、言われた言葉の理解が弱い、運動発達の遅れ、音に対して敏感、こだわりが強い など

〈3 歳〉他児と関われない、ことばの遅れ、動き回って落ち着きがない、衝動的な行動、偏食など食行動の問題、生活時間の乱れ、こだわりが強い など

③ 健康サポートセンターで気づいた場合の対応

1歳6か月児歯科健康診査・3歳児健康診査の結果、発達の遅れや発達障害の心配が疑われた場合は、子どもの発達に関する保護者の受け止めや困っていることなどの相談をします。保護者との相談の結果、必要に応じて下記の個別相談を紹介します。また個別相談を継続する中で、必要に応じて集団指導や適切な療育機関・医療機関を紹介します。

個別相談

●子ども(発達)相談 各健康サポートセンター (予約制)

発達面（主に精神発達）に心配のあるお子さんとその保護者の心配や不安に対し、心理相談員が相談に応じます。発達面の課題や育児上の悩みを伺い、安心して子育てができるよう支援します。

（発達面の他に、年齢に応じた子どもへの対応や兄弟への対応などの相談もお受けしています。）

1歳6か月児歯科健康診査と3歳児健康診査では、健診日に合わせて相談をすることができます。

・担当スタッフ 心理相談員

集団指導

●1歳6か月児心理集団指導 各健康サポートセンター (登録制、月1回)

ことばの遅れや対人関係などに課題があるお子さんとその保護者を対象に、集団での遊びや交流を通して、発達を促したり対応の仕方を学び、安心して子育てができるよう支援をします。子ども(発達)相談を経たうえでの参加となります。

・担当スタッフ 心理相談員、保育士、保健師

④ 健康サポートセンター所在地（管轄地域）一覧

サポートセンター名	管轄地域	所在地	電 話
中央健康サポートセンター	中央 1～4 丁目、松島 1～4 丁目、松江 1～7 丁目、東小松川 1～4 丁目、西小松川町、大杉 1～5 丁目、西一之江 1～4 丁目、春江町 4 丁目、上一色 1～3 丁目、本一色 1～3 丁目、一之江 1～8 丁目、西瑞江 4 丁目（1～2 番地・10～27 番地）、江戸川 4 丁目（15～25 番地）、松本 1 丁目・2 丁目、興宮町	〒132-8507 江戸川区中央 4-24-19	5661-2467
小岩健康サポートセンター	東小岩 1～6 丁目、西小岩 1～5 丁目、南小岩 1～8 丁目、北小岩 1～8 丁目	〒133-0052 江戸川区東小岩 3-23-3	3658-3171
東部健康サポートセンター	春江町 2 丁目・3 丁目、東瑞江 1 丁目・2 丁目・3 丁目、西瑞江 3 丁目・4 丁目（5～9 番地）、江戸川 1～3 丁目・4 丁目（1～14 番地）、谷河内 2 丁目、下篠崎町、篠崎町 3～6 丁目、南篠崎町 1～5 丁目、東篠崎町、東篠崎 1 丁目・2 丁目、瑞江 1～4 丁目	〒132-0011 江戸川区瑞江 2-5-7 東部フレンドホール内	3678-6441
清新町健康サポートセンター	中葛西 5～8 丁目、西葛西 1～8 丁目、清新町 1・2 丁目、臨海町 1～4 丁目	〒134-0087 江戸川区清新町 1-3-11	3878-1221
葛西健康サポートセンター	中葛西 1～4 丁目、東葛西 1～3 丁目、東葛西 4 丁目（14～28 番地・56 番地・57 番地）、東葛西 5 丁目、北葛西 1～5 丁目、船堀 1～7 丁目、春江町 5 丁目、西瑞江 5 丁目、江戸川 5・6 丁目、一之江町、二之江町、宇喜田町	〒134-0083 江戸川区中葛西 3-10-1	3688-0154
鹿骨健康サポートセンター	新堀 1 丁目・2 丁目、春江町 1 丁目、谷河内 1 丁目、鹿骨町、鹿骨 1～6 丁目、上篠崎 1～4 丁目、篠崎町 1 丁目・2 丁目・7 丁目・8 丁目、西篠崎 1 丁目・2 丁目、北篠崎 1 丁目・2 丁目、東松本 1 丁目・2 丁目	〒133-0073 江戸川区鹿骨 1-55-10	3678-8711
小松川健康サポートセンター	小松川 1～4 丁目、平井 1～7 丁目	〒132-0034 江戸川区小松川 3-6-1	3683-5531
なぎさ健康サポートセンター	東葛西 4 丁目（1 番～13 番・29 番～55 番・58 番）、東葛西 6～9 丁目、南葛西 1～7 丁目、臨海町 5・6 丁目	〒134-0085 江戸川区南葛西 7-1-27	5675-2515

(2) 各幼稚園・保育園での発見

① 集団生活の中で気づく子どものサインとは・・・

「すこやかな成長と発達を応援します～よりよい園生活を送るために～4・5歳」

(江戸川区発達相談・支援センター リーフレット)より

<コミュニケーション>

友達とかかわらず、一人遊びばかりする
会話が一方的でやりとりしにくい
順番やルールが守れない
音に敏感に反応する（耳をふさぐ）
体に触れられることを嫌う

<生活>

トイレや身支度など生活習慣が身につきにくい
急な予定の変更があると不安になる（場所や時間）
睡眠時間が一定でない
食べ物の好き嫌いが極端

<あそび>

ままごとやブロックで家を作って遊ぶなどのごっこ遊びに関心を示さない
遊びにこだわりがあり広がらない
一緒に本を読もうとしても、落ちついて本が読めない（勝手にページをめくる、どこかへ行ってしまうなど）

② 幼稚園・保育園で気づいた場合の対応

<園での子どもへの対応>

子どもの特性を知り、環境を整えます。

子どもに生活しにくい様子が見られれば、何に困っているのかよく観察することが大切です。その子らしさを発揮しやすい状況はどういう条件がそろった時なのか、観察した様子を記録し整理します。どのような場面でどのような工夫をすれば子どもがわかりやすく行動しやすいのか考え、環境を整えることにより、力を発揮しやすくなります。そして、大人との信頼関係をつくり、好きなことや得意なことなどを利用して「やってみたい」「自分にもできる」という気持ちを育み、自信や自己肯定感を高めることが大切です。

その子らしく健やかに育つように支援していきます。

<保護者への対応>

園内での行動の記録をもとに保護者と面接を行います。

保護者とのコミュニケーションを通じて子どもの特性の理解につなげていきます。

「こんな工夫で、こんなことができた」などうまくいったことを伝えるなかで、一緒に子育てを

していきたいというスタンスで、保護者に寄り添った対応を行います。

保護者が問題点を理解し、保育者と共有できると、関係機関につながりやすくなります。信頼関係の構築が大切です。

保護者を通じて関係機関に相談します。

＜関係機関との連携＞

必要に応じて各機関と連絡をとります。

園での取り組み

【私立幼稚園】【私立保育園】【小規模保育所】【認証保育所】ほか

私立園の場合、各園によって取り組み内容が異なりますが、概ね以下のとおりです。

日常の保育や教育のなかで、保育士や教員が発達に係る課題を発見した場合、職員会議等で当該児童の保育方針を確認し合います。

専門的なサポートを要する場合、園医、嘱託医に相談するほか、保護者の希望等により、相談機関や療育機関を案内します。

なお、一部の私立保育園には区の研修を受講した保育士（保育園発達支援コーディネーター※）が在籍しています。

【区立保育園】

気になる行動の記録をとります。それに基づいて職員会議等で意見を交換し、保育方針を確認します。必要に応じて保護者との話し合いを持ち、関係機関とのつながりを保護者と共に検討していきます。保護者の希望等により、相談機関や療育機関を案内します。

全園に保育園発達支援コーディネーターが配置されています。発達に関する相談の窓口・早期発見としての役割を果たしています。

【区立幼稚園】

全園に特別支援教育コーディネーターが配置されています。

学習面や生活面で困難のある幼児については校内委員会等で情報把握に努め、支援内容を検討し、実践します。また、専門家チームの派遣を利用して、専門家から望ましい教育的対応や指導について助言を受けます。

専門家チーム派遣

32 ページ参照

※保育園発達支援コーディネーター

発達支援に関わる保育園内のリーダーとして、発達障害を含めた発達の課題を抱える子どもへの理解を深め、子どもの発達に添った適切な対応や相互の信頼関係を基本に保護者支援ができるよう、職員と情報を共有してサポートし、関係機関に対する保育園の窓口として連絡調整を行っていきます。

③ 乳幼児施設巡回支援事業（施設職員向け支援）

本事業は、施設職員を支援するとともに発達障害に関する知識や支援力の向上を図ることを目的とします。より地域に根差した形での実施を目指し、R4年度より「江戸川区発達相談・支援センター」と「江戸川区篠崎児童発達支援センター」で地区分担して実施することとなりました。

保育園・幼稚園等の乳幼児施設へ、各センターが心理相談員（発達障害児支援について知識・経験を有する専門職）を派遣し、発達障害又は疑いのある児童（気になる子ども）への対応、支援方法、保護者対応について助言を行います。

巡回施設

- ・区立保育園・私立保育園・私立幼稚園・小規模保育所・認証保育所等のうち、心理相談員の派遣を希望する施設

実施内容

- ・気になる子どもの行動観察
- ・対象児童の発達状態や特性に合わせた対応・支援の助言
- ・保護者対応に関する助言
- ・関係機関連携に関する助言
- ・カンファレンスを通して、職員の障害理解を深める

地区分担制

- ・江戸川区発達相談・支援センター → 小松川地区、中央地区、船堀地区、葛西地区、小岩地区
- ・江戸川区篠崎児童発達支援センター → 東部地区、鹿骨地区

※支援者支援を目的として実施するため、心理相談員が、直接、対象児の個別支援や保護者の相談を行う事業ではありません。

※江戸川区発達相談・支援センターが日程調整（年2回程度の派遣）を行い、心理相談員を派遣します。巡回する心理相談員は、本事業のために依頼する心理相談員が主となるため江戸川区発達相談・支援センターには常駐していません。

[問い合わせ先]

江戸川区発達相談・支援センター

電話 5875-5321

3. 早期の相談

(1) 健康サポートセンター

発達や子育てに関する相談は、健康サポートセンターが行う事業や電話・来所相談により、随時、保健師が応じています。また、予約制で心理相談員による子ども（発達）相談も実施しています。

相談を進めていく中で、必要に応じて適切な療育機関や医療機関を紹介します。

健康サポートセンター所在地（管轄地域）一覧 7 ページ参照

(2) 児童相談所はあとポート

子どもに関するあらゆる相談

子どものしつけや不登校、障害、非行など18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に、保健師や保育士、心理職員などの専門スタッフが応じます。継続的なサポートが必要な場合は、担当の職員がご家族の状況、お子さんの成育歴などをうかがい、子どもと家族に適した援助を行います。

児童虐待に関する相談・通告

児童虐待に関する相談・通告等に応じます。子どもの安全を確認し、保護者と面接を行います。場合により、子どもの一時保護、児童養護施設への入所や里親への委託などの措置も行います。

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル・・・189番（いちはやく）⇒24時間対応
- 【緊急の場合】子どもの生命に危険がある場合は警察へ・・・110番

児童相談所はあとポート

所在地	〒132-0021 江戸川区中央3-4-18		
電話	5678-1810	F A X	6231-4378
相談受付日時	月～土 8:30～17:00（祝休日・年末年始を除く）		

(3) 発達障害相談センター（江戸川区発達相談・支援センター内）

ご本人またはご家族の不安や悩みを伺い、ひとりひとりの状況を判断し、必要な支援の方向性を考えます。適切な支援を紹介するほか、保育園・幼稚園・小中学校などの所属機関や関係機関と連絡調整を行います。

ライフステージに応じて、相談や適切な支援が途切れないように、関係機関と連携していきます。

～発達相談室「なないろ」～

18 歳未満のご相談については、学校・保育園等から障害という言葉にとらわれず、発達障害相談センターをご紹介いただくとともに、保護者の方がお子さんの発達に関して相談しやすい場所となるよう、発達障害相談センターに愛称をつけることにより、周知しています。

対象者

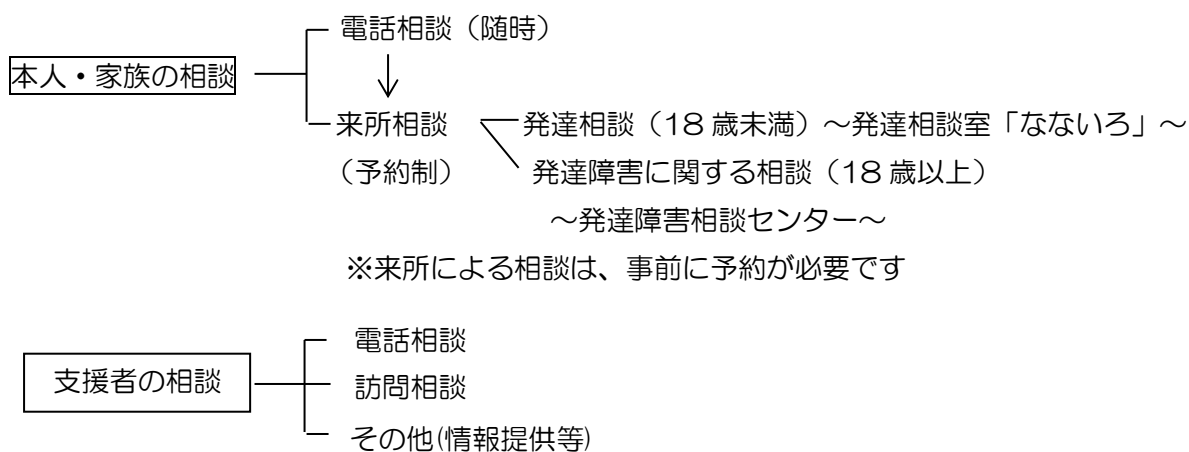
江戸川区にお住いで、知的障害を伴わない発達障害（またはその疑い）のある方、そのご家族及びその支援者

※年齢の制限はありません。

相談員

心理士、教員、保育士、精神保健福祉士などの発達障害専門相談員

相談の種類



ご本人・ご家族からの相談

◆電話相談（随時）

- ・現在お困りの発達障害に関する相談を丁寧に聞き取ります
- ・相談内容を整理し、助言や情報提供をします
- ・必要に応じて、来所面接の相談予約を受け付けます

◆来所相談（予約制）

1.発達相談（18歳未満）～発達相談室「なないろ」～

- ・発達障害に関する特性を総合的に判断するため、必要な情報（主訴、成育歴、発達状況等）の聞き取り、行動観察（個別及び集団）をします。また、必要に応じて発達検査等（※）を行い、本人・保護者のニーズに合ったアドバイス、必要な支援の方向性を提案します。
- ・情報提供や制度の紹介を行い、必要に応じて関係機関に繋がります。
- ・医師による診断を必要とされる方には、専門医療機関のご案内、情報提供もしております。

※発達検査等について

対象者の年齢、状態、特性等を考慮し標準化された検査用具を用いて実施します。必要に応じていくつかの検査を組み合わせる総合的な評価をする場合もあります。

☆検査のみの対応や、継続的な療育、カウンセリングなどは行いません。

2.発達障害に関する相談（18歳以上）

- ・家族関係や日常生活に関する悩みをお聞きします。医療機関、制度についての問い合わせに応じ、情報提供します。また、必要に応じて関係機関に繋がります。
- ・既に相談されている機関がある場合、相談先の関係機関との連絡調整を行います。

☆成人の方の検査は行いません。

支援者の方からの相談

保育園、幼稚園、小中学校などに在籍する発達障害または疑いのある児童生徒への対応について助言します。その他、社会資源や制度の紹介、関係機関へ連携します。

1.電話による相談

保護者の同意の有無に関わらず、支援者支援として対応します。

2.訪問相談

電話等による相談から、さらに具体的な支援が必要と判断した場合には、在籍園・校への訪問も行います。

※当該訪問相談は、乳幼児施設等巡回支援事業（10ページ参照）とは、別の事業です。

つながる支援

家庭から保育園・幼稚園へ、保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へ、高等学校から大学または就労へと支援が途切れないように、成長や環境の変化に合わせて支援の方向性を調整します。

また、ライフステージが変わっても必要な情報が引き継がれるように、保護者もしくはご本人が管理するサポートファイルを活用できるよう支援していきます。

【サポートファイル「にじ」】

発達障害または発達に関して特別な配慮や支援を必要とする方が、ライフステージに応じた適切な助言や支援を受けるときに役立つ、成長と発達を記録する個人のファイルです。

保護者及び支援者が記入し、保護者もしくはご本人が管理します。

○役割

保護者が子どもの成育歴や成長の記録、工夫している関わり等を記録し、支援者と情報を共有することで子どもの特性を見つめ直すことができ、適切な対応のきっかけ作りになります。

進級や進学などで生活の場が変わるときに、新しい保育園・幼稚園・学校の先生や支援機関の職員の方へ、今までの経過やサポートの情報を伝えることができます。

保護者と支援者が情報を共有することで、より連携しやすくなります。



○内容

- ① 基本情報：プロフィール、医療についての記録、所属の記録、健診の記録、福祉の記録、生まれたときの様子
- ② 今のわたし（今の日常生活能力・行動特徴・配慮点等）
：乳幼児期 / 学齢期 / 18 歳以上
- ③ 私の生活地図：サポートネットワークやサポートの内容
- ④ 支援機関からの情報
- ⑤ ヒント集：大人も子どもも！「できる」をつくる関わり方

○入手方法

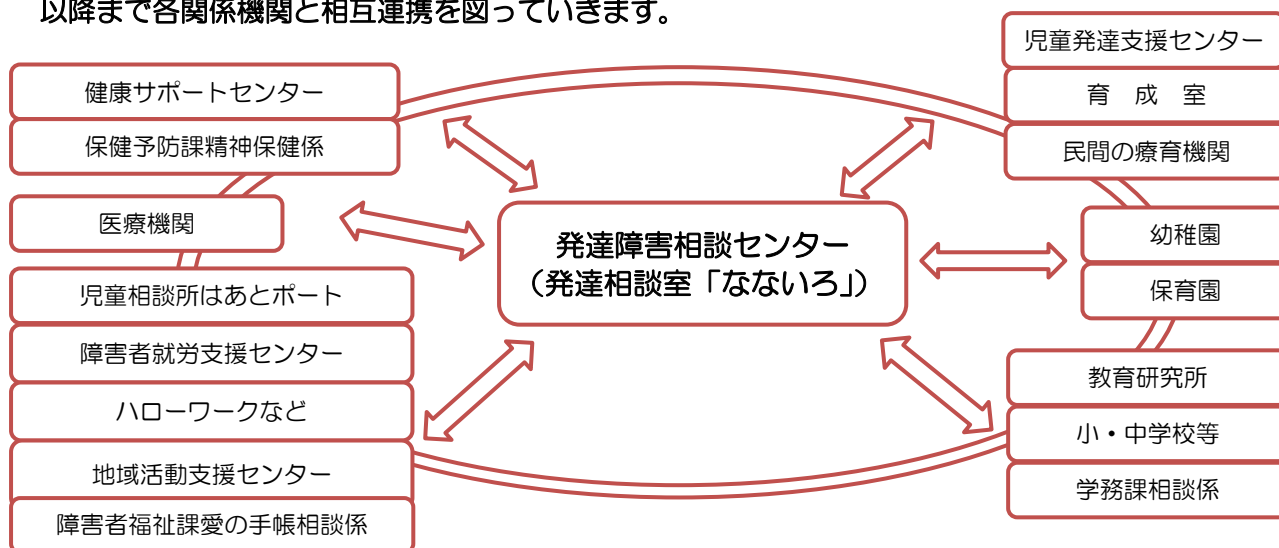
下記、江戸川区発達相談・支援センターのホームページからダウンロードできます。

PDF 版と Excel 版がございます。

https://edo-hssc.jp/?page_id=183

相談・支援が途切れないよう、相談者と所属機関をつなぎ、共に考え支援し、関係機関と関係機関をつなぐコーディネーター機能を担います。

よりよい支援のために、ご本人・ご家族の同意のもとに情報共有を行い、乳幼児期から青年期以降まで各関係機関と相互連携を図っていきます。



	関係機関	発達障害相談センター（発達相談室「なないろ」）との連携
18歳未満	児童相談所はあとポート	○発達障害に関する相談対応が必要なケースについて、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○養育の支援が必要な家庭に対しては、役割分担しながら対応します。 ○江戸川区児童虐待防止ガイドに基づき、発達障害相談センターとしての役割を担います。
乳幼児期	健康サポートセンター	○健康サポートセンターが行う事業や電話・来所相談の中で、発達障害の疑いのある児は、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○養育の支援が必要な家庭に対しては、役割分担しながら対応します。
	幼稚園・保育園	○在園児で発達障害の疑いのある児について、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○相談対応している園児の集団での行動観察が必要と判断した場合は、可能な範囲で在籍園に電話での状況の聞き取りや、訪問して行動観察を実施します。 ○在籍園から要望があれば、発達支援・環境調整への助言を行います。 ○発達に課題のある園児が家庭や園で生活しやすくなるよう、適切な支援方法・環境調整等を保護者や保育士、教員とともに考えます。
	育成室	○当センターでの相談・評価の中で、発達障害の専門的療育が必要と判断した場合は、療育機関のひとつとして、紹介します。 ○育成室を卒業する児童に対して、支援の継続が必要なケースでかつ通常学級を希望する方については、円滑な就学への移行、入学後の支援について相談対応しています。
	児童発達支援センター	○江戸川区発達相談・支援センター内の発達障害相談センターでの相談・評価の中で発達障害の専門的療育が必要と判断した場合は、療育機関のひとつとしてご紹介します。 ○江戸川区発達相談・支援センター内に併設されています。 ○令和4年4月より、区内2ヶ所目の児童発達支援センターとして篠崎町に開設されました。

	関係機関	発達障害相談センター（発達相談室「なないろ」）との連携
学 齢 期	小・中学校	○在籍校において、発達障害（または疑い）のある児童・生徒について、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○相談対応している児童・生徒の集団での行動観察が必要と判断した場合は、可能な範囲で電話での状況の聞き取りや、訪問して行動観察を実施します。 ○発達に課題のある児童・生徒が家庭や学校で生活しやすくなるように、適切な支援方法・環境調整等を保護者・教員とともに考えます。
	教育相談室	○教育相談室で相談継続していた生徒の中で、中学卒業後の発達障害に関する相談場所として、必要に応じて、保護者に対して当センターを紹介してもらいます。 ○教育相談室での継続相談が必要なケースや双方の相談を利用しているケースについては、情報共有し、役割分担して対応します。
	学務課相談係	○就学相談・転学相談については、学務課相談係をご案内します。
青 年 期 以 降	保健予防課精神保健係 健康サポートセンター	○自立支援医療や精神障害者福祉サービスが必要な場合は、江戸川保健所または地域の健康サポートセンターをご案内します。
	障害者就労支援センター	○就労支援が必要な相談者に、就労支援センターをご案内します。 ○就労支援センターの相談者が、発達障害についての助言等を求めた場合、当センターを案内してもらいます。
各 年 代	障害者福祉課 愛の手帳相談係	○障害者福祉サービス利用の窓口としてご案内します。 ○知的障害の方の相談窓口としてご案内します。

発達障害相談センター（発達相談室「なないろ」）（江戸川区発達相談・支援センター内）

所 在 地	〒132-0035 江戸川区平井4-1-29		
電 話	発達障害相談センター 5875-5401 発達相談室「なないろ」 5875-5101	F A X	5875-5751
開 所 時 間	月～金 8:30～17:00（祝休日・年末年始を除く）		

4. 早期の発達支援

(1) 児童を対象とした通所サービス

通所サービスの利用は「児童福祉法」に基づきます。

障害児通所支援を利用する保護者は、区に申請を行い、障害児支援利用計画案作成を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。(次頁「児童福祉サービスの利用手続き」参照)

障害児入所支援を利用する場合は児童相談所はあとポートに申請します。

児童福祉法に基づく児童福祉サービス

障害児通所支援 (※1)	児童発達支援	身体、知的及び精神に障害のある未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児に治療を提供しながら、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的にを行います。
	保育所等訪問支援	保育所等(※2)を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に、訪問支援員が訪問し、保育所等などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児入所支援 (医療型・福祉型)		障害児(発達障害を含む)が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。医療型では併せて治療も行います。 児童相談所はあとポートが相談窓口になります。

(※1) 障害児通所支援の対象には発達障害を含みます。

(※2) 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めた施設に訪問します。

[発達障害児が利用できる通所支援]

◆児童発達支援、放課後等デイサービス

乳幼児から学齢期を対象に個別支援・グループ支援を行っています。

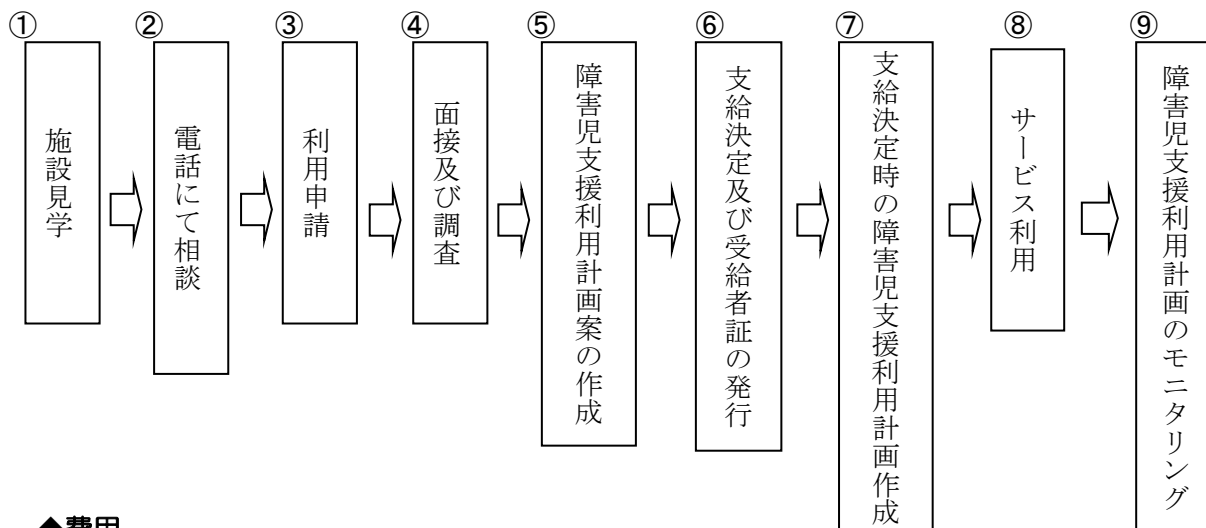
区立の施設として、小松川地区・篠崎地区に児童発達支援センターがあります。また、身近な児童発達支援事業所として、育成室(小岩、葛西、鹿本、臨海)があります。このうち、鹿本育成室および臨海育成室は発達障害のお子さんに特化しています。

その他、民間事業所では、事業所ごとに対象・内容・利用時間が異なります。ご利用の際は各事業所にお問い合わせください。

(2) 児童福祉サービスの利用手続き

◆児童を対象とした福祉サービスの利用手続きは、次のとおりです。

- ① 医療機関への受診、健康サポートセンター、発達相談支援センター等への相談後に保護者は、利用を希望する通所事業所で、事前に見学及び相談を行います。
- ② 障害者福祉課愛の手帳相談係（以下「愛の手帳相談係」といいます。）に、障害児通所給付費の支給申請（以下「利用申請」といいます。）について、電話、または窓口で相談します。
この際に、サービス利用のための聴き取りをさせていただきます。
状況に応じ、療育の必要性について専門機関からの書類等の提出が必要となる場合があります。
- ③ サービス利用が必要と判断されましたら、サービスの利用申請をします。
- ④ 愛の手帳相談係の職員、または区が委託をした区内相談支援事業所の相談支援専門員との面接及び調査を受けていただきます。
- ⑤ 指定障害児相談支援事業者に障害児支援利用計画案の作成を依頼してください。なお、保護者が自己作成（セルフプラン）することもできます。自己作成を希望する場合は、愛の手帳相談係にご相談ください。
- ⑥ 区は、支給決定し、通所受給者証（以下「受給者証」といいます。）を交付します。
- ⑦ ⑤の障害児支援利用計画案の作成者が、正式な障害児支援利用計画（以下「利用計画」といいます。）を作成します。
- ⑧ ⑦の利用計画に即したサービスを受給します。
- ⑨ ⑦の利用計画の作成者が、一定期間ごとに計画のモニタリングを行います。



◆費用

利用にあたっては、利用に要する費用の1割を利用者に自己負担していただきます。ただし、利用者負担額には上限額があり、住民税の課税状況によって利用者ごとに異なります。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する実費費用が発生する場合があります。

[問い合わせ先]

福祉部 障害者福祉課 愛の手帳相談係 （本庁舎2階1番窓口） 電話 5662-0053

(3) 区内にある児童発達支援、放課後等デイサービスのセンター及び事業所

[区立の児童発達支援センター]

江戸川区発達相談・支援センター（児童発達支援センター）

相談から訓練まで一体的にワンストップで支援を行います。また、科学的な根拠のあるプログラムを用いた専門的な個別の訓練が行える場となっています。

このセンターでは身近な地域の障害児支援の拠点として、障害児や家族への支援、区内通所支援事業所との連携により地域支援事業も実施します。

対 象

1 歳 6 か月～就学前の発達障害児

入室の流れ

お問い合わせ → 無料説明会 → 個別相談 → 通所受給者証の手続き → 契約・面接
→ 通室開始 (すでにお持ちの方は不要)

※通所受給者証の手続きについては、17 ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

◆障害児相談支援

障害児相談支援には障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助の2つのサービスがあります。

1. 障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向を踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

2. 継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

◆集団療育

個別療育プログラムと同時または終了後に、ご参加いただくプログラムです。個別療育を通して、大人との1対1の関わりが円滑になってきたお子様を対象に、3～6名程度の小集団での指導を行います。発達水準に合わせてグループでコミュニケーション能力・運動機能・身辺自立・社会性の向上など目指した支援を行います。個別による療育内容の定着も目的としています。

クラス	時間	通室日数	詳細
毎日通園	月～金（1 時間） 9:30～12:30	週 5 日	送迎を行います。原則、保護者と離れて療育を行います。別途参観日等の時間を設けます。
短時間通園	月～金のうちいずれか数日（1 時間） 9:30～10:30 13:30～14:30 15:00～16:00	週 1 ～2 回	発達水準に合わせてクラスの編成を行います。毎回、保護者様同伴で通所していただきます。
スクール トライアル	月～金のうちいずれか数日（1 時間） 15:00～16:00	週 1 ～2 回	就学の準備を重点的に行うクラスで、年中以上が対象となります。毎回、保護者様同伴で通所していただきます。

※開講曜日と時間は令和4年 4 月の時点での情報です。変更の場合がありますので、詳細は面談時にお問い合わせください。

◆個別療育

多職種のスタッフが、応用行動分析や発達心理学等の包括的な視点に基づいてお子さまの発達を評価し、個々の子どもの発達特性に応じた専門的支援や相談を行います。定期的に、子どもの行動観察や発達検査を通じた発達評価を実施します。

プログラム	時間	通室日数	詳細
親子共学型個別療育 「ぺあすく」	月～金 9:30 ～10:50 11:10～12:30 13:30～14:50 15:10～16:30 (80 分/回)	1 年間 前期：週 1 回 後期：月 2 回	・本センター利用時に、最初にうけていただくプログラムです。 ・保護者同伴で通所していただきます。担当指導員は、応用行動分析や発達心理学の知見に基づき、お子様へのオーダーメイドの個別療育と、保護者の方が家庭で療育を実践するためのサポートを行います。お子様の発達の促進と、ご家族の課題抽出や問題解決スキルの向上をサポートします。

ぴあ型 個別療育	月～金 9:30～10:50 11:10～12:30 13:30～14:50 15:10～16:30 (80分/回)	週 1 回	「ぺあすく」を利用中または終了した方が対象です。保護者様同伴で通所していただきます。相談員 1 人に対し、2～3 人の小集団（ピア）形式で、「ぺあすく」の個別療育内容を引き継いだ直接支援を提供します。定期的に課題を更新し、効率的に発達を促進しながら、ピアとのコミュニケーションも支援します。
予約制 リハビリテーション	月ごとに予約枠を提示 (60分/回)	月 1 回まで	「ぺあすく」を利用中・または終了した方が対象です。言語療法、作業療法、理学療法などによる個別の機能訓練を行います。
予約制 コンサルテーション	月ごとに予約枠を提示 (80分/回)	月 1 回まで	「ぺあすく」を終了した方が対象です。保護者様同伴で通所していただきます。家庭療育の継続支援を目的に、ニーズに応じたコンサルテーションを行います。

◆療育支援システム AI-PAC による包括的な発達支援

本センターで行われる療育では、学習基盤、言語・コミュニケーション、視覚・運動、アカデミックスキル、生活スキル、その他 6 領域 600 個の発達課題からなる療育支援システム AI-PAC を活用します。発達課題の評価、支援内容や成果をみえる化し、タブレットやスマートフォンを介して共有を行うことで、支援者や家庭との連携・共通理解を深めながら、お子さんの発達を包括的に、かつ一貫して支援していくことを目指します。

◆保育所等訪問支援

本センターへ通所しており、かつ保育所等を利用中の児童、または今後利用する予定の児童を対象とします。訪問支援員が訪問し、保育所等などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

[問い合わせ先]

江戸川区発達相談・支援センター内 児童発達支援センター 平井 4-1-29 TEL 5875-5321

江戸川区篠崎児童発達支援センター

計画相談や保育所等訪問支援など新しいサービスを拡充し、お子様ひとりひとりのニーズに合わせた柔軟な支援の形を目指してまいります。

生活の場所に近いところで必要な支援が受けられる地域づくりを目指し、中核的な療育支援施設としての機能を担います。

対 象

1 歳 6 か月～就学前の発達障害児

通所までの流れ

お問い合わせ → 個別相談 → 通所受給者証の手続き → 契約・面接 → 通所開始
(すでにお持ちの方は不要)

※通所受給者証の手続きについては、17 ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

◆障害児相談支援

障害児相談支援には障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助の2つのサービスがあります。

1. 障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向を踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

2. 継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

◆児童発達支援

個々のニーズに合わせた通所支援を行います。

◆ 集団療育

基本的な生活動作の習得、集団活動への導入、運動機能、社会性の向上のための支援を行います。

クラス	時間	通室日数	詳細
日中クラス (1～2 歳児)	9:30～12:00	週2日	●全日程、親子で通所となります。 ●親子のコミュニケーションを中心に、できること、好きなこと、興味のあることを増やすための包括的な発達支援を行います。
日中クラス (3～5 歳児)	9:30～13:00	週3～5回	●週1回以上親子通所、その他の日は単独通所に向けた支援を行います(単独時、送迎あり)。 ●日常生活でできることを増やし、友達との遊びやコミュニケーションを楽しむための支援を行います。 ●午前中活動し、給食を食べて帰ります。
夕方クラス	14:30～16:00	週1回	●週1回、親子通所となります。 ●集団適応やソーシャルスキル、社会性の向上など個別的な目標に向け集中的な支援を行います。 ●保育所等訪問支援や個別療育等他のサービスとの組み合わせで、地域での育ちを支援します。

※令和4年度4月時点での情報です。変更の場合がありますので、詳細は面談時にお問い合わせください。

◆ 個別療育

- お子様の個々の心身の発達状況に応じて、訓練を受けた専門家が個別指導を行います。
- 作業療法・言語療法・理学療法など、リハビリの専門家による療育の他、心理相談やコミュニケーション発達を促進するための計画的な関りを提供します。
- 内容や頻度については、ご相談内容やお子様の行動観察等アセスメント結果に基づき、ご提案させていただきます。

◆ 保育所等訪問支援

当センターへ通所しており、かつ保育所等を利用中の児童、または今後利用する予定の児童を対象とします。訪問支援員が訪問し、保育所等などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

◆ 地域支援

- ペアレントトレーニング、講演会等（地域向け、支援者向け）の企画、運営を行います。
- 言語外来：吃音や構音などに心配のあるお子様に対し、言語聴覚士による相談支援を行います。ご相談は無料です。

[問い合わせ先]

江戸川区篠崎児童発達支援センター 篠崎町 3-18-5 Tel 6231-8017

[区立の児童発達支援事業所]

育成室

心身の発達について心配や遅れのあるお子さんと楽しく遊びながら、日常生活に必要な動作や知識技能の習得、並びに集団生活への適応の支援をしています。また、保護者の子育てに関する相談に応じ、共に考え、お子さんの状況やライフステージに応じた情報の提供や共有をしています。

心理士等による評価・入室調整会議を経て入室を決定します。

対 象

- ・満 1 歳 6 か月～就学前のお子さん
- ・保護者が付き添って通室できる方
- ・区内にお住まいの方

入室の流れ

電話相談 → 来室（見学・相談）→ 通所受給者証の手続き → 契約・面接 → 通室開始

※通所受給者証の手続きについては、17 ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

子どもの発達や意向に応じた「児童発達支援計画（個別支援計画）」を保護者と共に作成し、同意のもとで一人一人の到達目標に向けた支援を行います。

◆集団療育

小集団の中での生活や遊びを通じて、コミュニケーション能力の向上・運動機能の促進・身辺自立・社会性の向上を図ることを目的にしています。日中クラスと幼稚園・保育園に通っている子どもの併用クラスがあります。

クラス	時間	通室日数	
日中クラス	9:30～13:30	3・4・5 歳児…週 5 日 1・2 歳児…週 2 日	原則は、保護者と一緒に通室。 就園・就学に向けて保護者と離れて療育を行う場合もあります。
併用クラス	14:00～16:00	3・4・5 歳児は週 1 回 1・2 歳児は月 1 回	

◆個別療育

多職種のスタッフがそれぞれ専門的な視点で、個々の子どもの発達特性に応じた支援や相談を行います。

1. 言語聴覚療法（言語聴覚士）

ことばや聞こえ、発音などのコミュニケーション機能・摂食嚥下機能に関する相談や支援を行います。

遊びの中で子どもが持っている力を引き出し伸ばしていくお手伝いをしたり、日常生活の中での関わり方を保護者と一緒に考えたりしていきます。

2. 作業療法（作業療法士）

日常の生活動作（食事、着脱など）や活動参加（遊び、学習など）を感覚や運動面などから整理し、子ども自身の主体的な活動を支援します。

遊びを中心とした色々な活動を利用して、子どもの発達（運動機能、日常生活技能、学習基礎能力、心理社会的発達）を促すお手伝いをしていきます。

3. 理学療法（理学療法士）

運動面の遅れや姿勢保持（まっすぐに立ってられる、一定時間座ってられるなど）に関する相談や支援を行います。遊びを通して子どもの気になる動作のチェックやアドバイスをしたり、どんな運動を行ったら良いかななどを保護者と一緒に考えたりしていきます。

4. 心理相談（心理士等）

保護者が抱える様々な悩みや不安への相談や支援を行います。また、子どもの行動観察や発達検査を通して発達評価を行います。

[問い合わせ先]

小岩育成室	北小岩 2-14-17	共育プラザ小岩内	TEL 3672-0614
葛西育成室	宇喜田町 175	共育プラザ葛西内	TEL 3688-8613
鹿本育成室	本一色 2-10-15		TEL 3651-3776
臨海育成室	臨海町 2-2-2		TEL 5679-8115

※篠崎育成室は、令和4年4月1日から「篠崎児童発達支援センター」となりました。

詳細は、P. 22 をご覧ください。

[総合的なご相談・問い合わせ先]

育成室支援係 江戸川区役所内 TEL 5662-9022

【区内にある児童発達支援センター】

※放課後等デイサービスを「放デ」児童発達支援を「児発」保育所等訪問支援を「保訪」と表示。
実施事業に○印

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
江戸川区発達相談・支援センター (施設内併設)	平井4-1-29	03-5875-5321	○		○
江戸川区篠崎児童発達支援センター	篠崎町3-18-5	03-6231-8017	○		○

【区内にある児童発達支援・放課後等デイサービス事業所】

(令和4年10月現在 掲載順:区内住所順)

最新の情報は、東京都福祉保健局 「東京都障害者サービス情報」をご覧ください。

<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>

※放課後等デイサービスを「放デ」児童発達支援を「児発」保育所等訪問支援を「保訪」と表示。
実施事業に○印

【小松川事務所管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
スマートキッズプラス平井	平井5-24-8 リバースポイント2階	03-6657-0081		○	
コペルプラス 平井教室	平井7-17-6 ミサワビル2階	03-6657-5938	○		
放課後デイサービス キッズピース平井	平井6-14-10 にしきビル2階	03-6657-5211		○	
コラゾン平井	平井4-8-14 高橋ビル1階	03-5609-7099		○	

【区民課管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
江戸川区鹿本育成室	本一色2-10-15	03-3651-3776	○		
スマートキッズプラス船堀	松江4-12-7 山種小松川ビル1階・2階	03-6231-4311(放) 03-5879-9655(児)	○	○	
こいわステップ第3	松島3-15-11 柵山ビル1階	03-5879-5335	○	○	
JNC松江	松江4-13-6	03-3651-0688	○	○	
コアンティ	大杉1-23-16	03-5879-5782		○	
児童デイサービス ばんびーの	東小松川2-31-6 レジデンシャル五洋103	03-6231-4298		○	

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
児童デイサービス ばんびーのえすと	東小松川 3-35-13 ニックハイム船堀 101	03-5879-3422		○	
こいわステップ	松島 4-46-16	03-5879-3371		○	
ハッピーテラスー之江教室	ー之江 8-17-17 PRIMOND 2階	03-6231-5119		○	
GRIP キッズー之江校	ー之江 7-30-6 カーサクレセル 102号	03-5879-4620		○	
こいわステップ第2	松島 1-20-21 1階・2階	03-6231-5516		○	
広伸会 江戸川教室	松島 3-46-10-10 2	03-5879-3133		○	
ファーストシーンドリーム 上一色	上一色 1-4-17	03-3674-5656		○	
ここね 江戸川	松島 2-18-16 関口YKビル 1階	03-6231-5353	○		
ファーストシーンドリーム 西小松川	西小松川町 20-4	03-3652-5656	○		
ファーストシーンドリーム ー之江	ー之江 2-16-2	03-4400-5605	○	○	
JNC ぼくんち	西ー之江 2-15-22	03-6759-4321	○	○	

【小岩事務所管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
江戸川区小岩育成室	北小岩 2-14-17 共育プラザ小岩内	03-3672-0614	○		
児童デイあみりあ新小岩	松島 4-31-12 OKResidence 新小岩 1F	03-6908-4561	○	○	
児童デイあみりあ北	北小岩 1-15-2	03-6801-7323	○	○	
児童デイサービス 生活塾みずならの木 南小岩	南小岩 7-37-18 ク レドハイツ小岩 102号室	03-6657-8837	○	○	
放課後等デイサービス あんず 江戸川	東小岩 1-9-9 長寿メ ディカルセンター 202	03-6886-2105	○	○	
にっこり相談室	東小岩 3-17-19-1	03-5876-8644	○		○
AIAI PLUS 北小岩	北小岩 6-11-4-101	03-6657-8732	○	○	
オレンジスクール 小岩教室	西小岩 2-20-16 ライオンズマンション西小岩 第3 101号室	03-5876-7515		○	

【葛西事務所管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放テ	保訪
江戸川区葛西育成室	宇喜田町175 共育プラザ葛西内	03-3688-8613	○		
ふるーる	東葛西6-48-18	03-6808-4630	○	○	
こころとことばの教室 こっこ 葛西校	中葛西4-9-18 i・eビル 3階	03-6456-0995	○		
スマートキッズプラス葛西	東葛西6-4-3第3ロイヤル シルコビル301	03-6808-3233	○	○	
スマートキッズプラス北葛西	北葛西4-22-11 Y・Sビル1階	03-6808-2996	○	○	
児童デイサービス ばんびーの ふなぼり	船堀1-8-19-0002号	03-6661-4661	○	○	
こころとことばの教室 こっこ 西葛西校	西葛西2-18-7	03-5878-1192	○		
ふるーるの森	東葛西5-2-2 ゾンネンハイム葛西	03-6808-2397		○	
パオパオくらぶ	船堀1-1-2	03-3689-4642		○	
スマートキッズプラス西葛西	西葛西6-22-16 スターピア西葛西201	03-6808-6734		○	
くすのき放課後等デイサービス 葛西	南葛西1-10-6 A-YU1階	03-3877-1818		○	
ハッピーテラス西葛西	西葛西7-3-10 BKN西葛西5階	03-6663-8561		○	
ひまわり学習教室	中葛西3-31-7 西野マンション101号	03-6663-8049		○	
児童デイサービス南風	船堀2-18-5	03-6808-5723		○	
ハッピーテラス葛西教室	中葛西3-16-17 パネフリアドビル2階	03-6663-9622		○	
くすのき放課後等デイサービス 葛西南	南葛西3-24-4 小林久商店貸事務所1階	03-3877-7740		○	
放課後等デイサービス キッズピース西葛西	北葛西4-13-30 佐藤ビル1階	03-6808-0608		○	
スマートキッズジュニア船堀	北葛西4-5-7 リベラル北葛西1階A号室	03-6663-8545		○	
たいよう 児童デイサービス船堀	北葛西1-21-18 リカーハイツ1階	03-6808-0761		○	
ハッピーテラス東葛西教室	東葛西5-13-13 フ ローラル東葛西Ⅱ203号	03-6240-5441		○	
日本重症心身障害児支援協会 多機能型ステーション 望	中葛西5-4-4	03-3675-3701	○		
江戸川区臨海育成室	臨海町2-2-2	03-5679-8115	○		
スマートキッズトト葛西	西葛西6-27-8 NEXT V0001号室	03-6808-3233	○	○	

【東部事務所管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
DREAM KIDS CLUB	瑞江1-56-4	03-6638-8802	○	○	
わだつみキッズ瑞江教室	谷河内2-2-9 タクティクスビル1階	03-6638-9287	○		
ファーストシーンドリーム 南篠崎	南篠崎町2-9-2	03-5243-5656	○	○	
スマートキッズプラス瑞江	東瑞江3-55-18 ルナリス瑞江ガ・レッジス1階	03-6231-8162		○	
スマートキッズジュニア南篠崎	南篠崎町2-16-1 第 5ストークマンション1階	03-5664-6975		○	
スマートキッズプラス南篠崎第二	南篠崎町3-24-7 島村事務所1階	03-5664-6445		○	
たいよう 児童デイサービス瑞江	瑞江2-24-8 シェアヴィー瑞江1階	03-6638-8626		○	
ファーストシーンドリーム 瑞江	南篠崎町2-9-2	03-5666-5656		○	
スタジオplus+瑞江教室	東瑞江3-41-6 UHRビル201号室	03-6638-8136		○	
わくわくGATE江戸川	江戸川3-50-20	03-6638-8082		○	
ここね 篠崎	篠崎町7-21-16 アルファランゲ 篠崎式番館B号室	03-6231-8153	○	○	

【鹿骨事務所管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
児童デイサービス「ぶくぶく」	篠崎町1-29-8 サンモール1階	03-6231-8355		○	
キッズランド	鹿骨5-29-1 山田貸事務所 1階	03-5664-1175	○	○	
たちばな	東松本2-17-15	03-6657-9877	○	○	
ククルの実	鹿骨1-59-12 鹿骨センターハイツ101	03-5664-6337		○	
ファーストシーンドリーム 新堀	新堀1-9-18	03-3677-5656		○	